

健診等費用補助制度について

シャープ健康保険組合では、生活習慣病および、がん対策として「健診等費用補助制度」を実施しております。

健診等費用補助制度について

費用補助を申請していただけるのは、2025年度中に40歳～74歳の特定健診対象者のうち、以下の条件のいずれかに該当する方となります。(制度利用に関する事前申請は不要です)

① 健康診断(人間ドック、がん検診等を含む)を全額自己負担で受診

年度中にベネフィット・ワン「ハピルス健診」および特定健康診査受診券を利用せず、健診を全額(10割)自己負担で受診する方

補助内容：人間ドック等、全額自己負担の健診費用に対して、上限20,000円を補助(年度中に1回のみ)

ただし、健診費用が20,000円未満の場合は、実費分を費用補助します。

(年度中に全額自己負担の健診を複数受診している場合は、合算して申請してください)

② 特定健診を受診して、別で追加の健診等も受診

年度中に「特定健康診査受診券」を利用して特定健診を受ける、または、ベネフィット・ワン「ハピルス健診」の特定健診に検査を追加せず受診し、それとは別にがん検診などを、全額(10割)自己負担で受診する方

補助内容：特定健診以外の全額自己負担の健診に対して、上限10,000円を補助(年度中に1回のみ)

ただし、健診費用が10,000円未満の場合は、実費分を費用補助します。

(年度中に全額自己負担の健診を複数受診している場合は、合算して申請してください)

ご提出いただく書類

- 「健康診査及び人間ドック等健診費用補助金申請書(様式番号 101-A)」★ (原紙)
- 全額自己負担した全ての領収書(原本)
※ レシートは不可。領収書は返却できません。
- 「特定健診結果報告書(様式番号 101-C)」★ (上記①のみ)
…ご自身で健診結果を転記してください。
- 「特定健診質問票(様式番号 101-B)」★ (上記①のみ)
- 健診結果のコピー (上記①のみ)

なお、書類に不備がある場合は申請書類一式を返却します。

★ 健保ホームページの「申請書ダウンロード」(2.給付・請求に関する書式)から取得することができます。



(申請書ダウンロード)



領収書に不備があると受付できません。
必要事項が記載されているか必ずご確認ください。

- ① 受診者氏名（フルネーム）
- ② 受診年月日
- ③ 窓口で支払った費用
- ④ 健診費用にかかる領収書である旨の記載があること
- ⑤ 医療機関名・医療機関印

申請方法について

■ 2025年度の健診等費用補助

2025年度分の健診等費用補助制度の申請につきましては、2026年3月1日から申請の受付を開始します。

対象受診期間：2025年4月1日～2026年3月31日受診分まで

申請期間：2026年3月1日開始 毎月15日締切
(受診日翌日より2年を経過すると申請ができなくなります)

支給日：従業員ご家族の方は締切日の翌月給与にてお支払いします。
任意継続の方は締切日の翌月25日、
特例退職の方は締切日の翌月末日に
保険料の引落口座にてお支払いします。
(支払いは2026年6月からとなります)

■ 申請書類の送付先

〒581-8585 大阪府八尾市北亀井町3丁目1番72号
シャープ健康保険組合
※「健康診査及び人間ドック等健診費用補助金申請」と明記してください。

■ 2023年度、2024年度の健診費用補助制度の申請

対象受診期間：2023年4月1日～2025年3月31日受診分まで

申請期間：随時受付 毎月15日締切 (受診日翌日より2年を経過すると申請ができなくなります)

支給日：従業員ご家族の方は締切日の翌月給与にてお支払いします。
任意継続の方は締切日の翌月25日、
特例退職の方は締切日の翌月末日に
保険料の引落口座にてお支払いします。



- 費用補助申請は1人につき、年度中に1回のみです。
2回以上の費用補助申請はできません。
- 以下は、費用補助の対象外となりますのでご注意ください
健康保険を使用しての健診、妊娠時の定期検査、
郵送検診、歯科健診、予防接種